

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、地方税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務			
②事務の概要	地方税の滞納管理に当たり、地方税法その他地方税に関する法令や、八代市市税条例に基づき、地方税の滞納に関して納税者に通知及び滞納処分を行う。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 地方税の収納情報・滞納整理情報の管理 2 地方税の督促状、催告状等の通知書の発送 3 納税相談・折衝記録の管理 4 滞納者の財産の差押、換価その他の滞納整理の管理			
③システムの名称	1 滞納整理システム（THINKTAX） 2 中間サーバー 3 団体内統合利用番号連携サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
収滞納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の27、121の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	財務部納税課			
②所属長の役職名	納税課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	八代市役所 財務部納税課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4109 八代市役所 情報公開総合窓口（総務企画部文書統計課文書法規係） 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市役所 財務部納税課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4109
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1,000人未満(任意実施) ☐ 1,000人以上1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上30万人未満 ☐ 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	☐ 500人未満 ☐ 500人以上 ☐ 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生なし ☐ 発生あり ☐ 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者による不正利用の防止策としてID・パスワードにより操作者を限定する等のリスク対策を実施しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	納税課長 機 智三郎	納税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記 載変更
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記 載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の27の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法 第9条第1項 別表第1の16、101の 項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令 第16条	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27、121の項	事前	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令 第16条	・番号法 第9条第1項 別表の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の27、121の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の 表の27、121の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	